

平成29年1月31日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成28年12月分)について

平成28年12月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成28年12月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成28年12月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが64件、平成27年度が51件、平成26年度が20件、平成25年度以前が270件、合計405件(市区町村において発生した5件、委託業者等が発生させた30件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な362件について、日本年金機構HPに掲載しています。

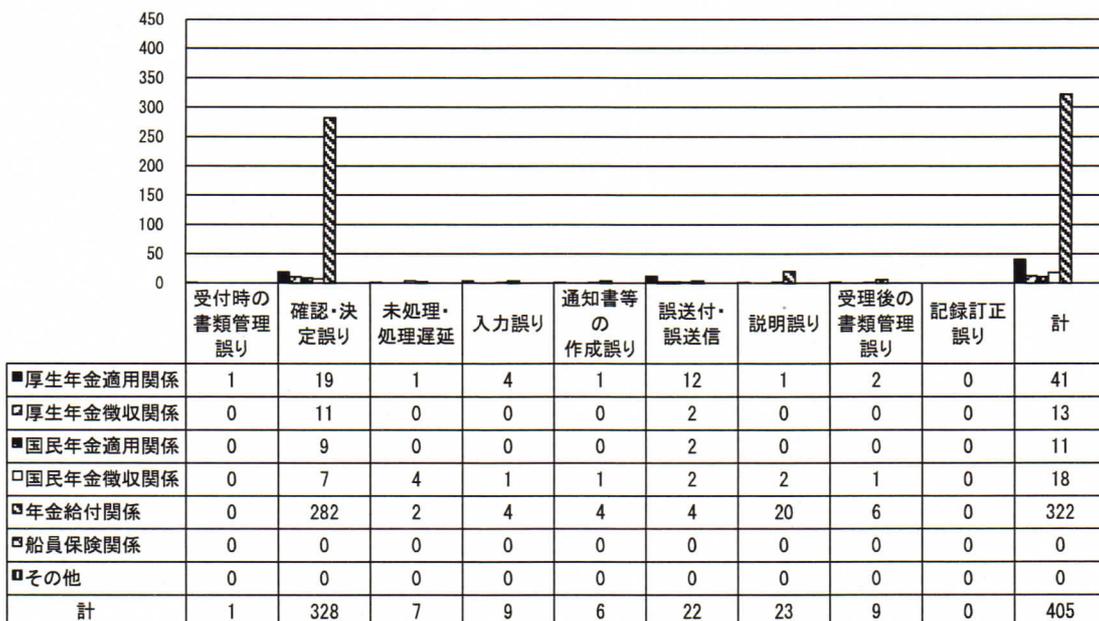
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	243	7	1	3	6	4	5(1)	17(3)	39(12)	45(19)	370(35)
割合	60.0%	1.7%	0.2%	0.7%	1.5%	1.0%	1.5%	4.9%	12.6%	15.8%	100.0%

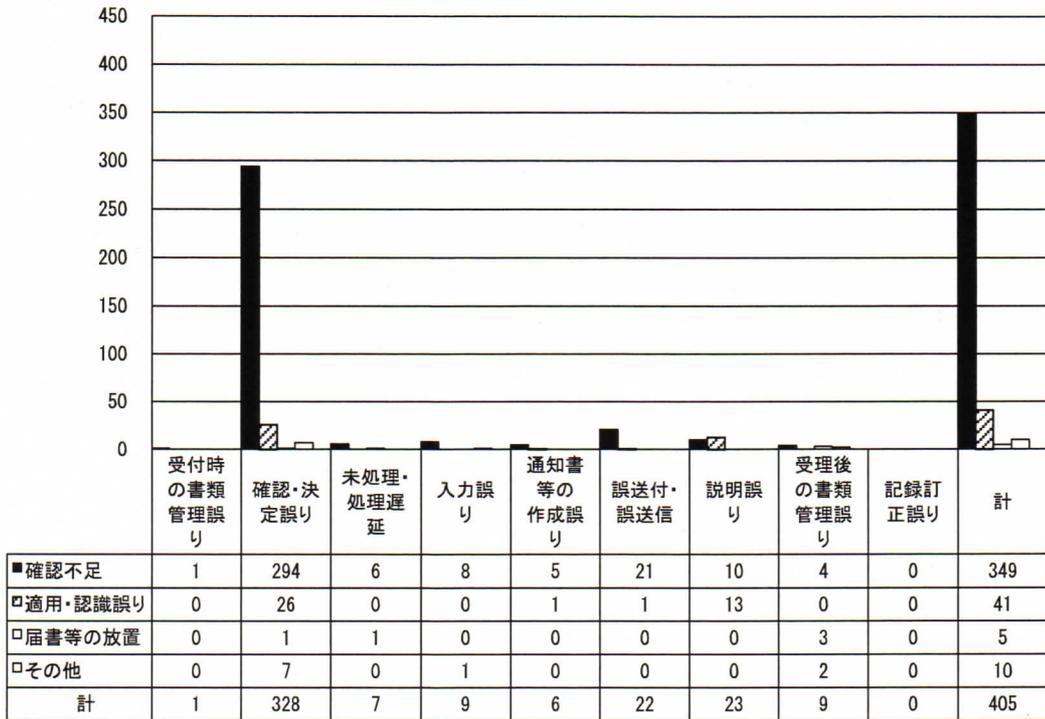
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

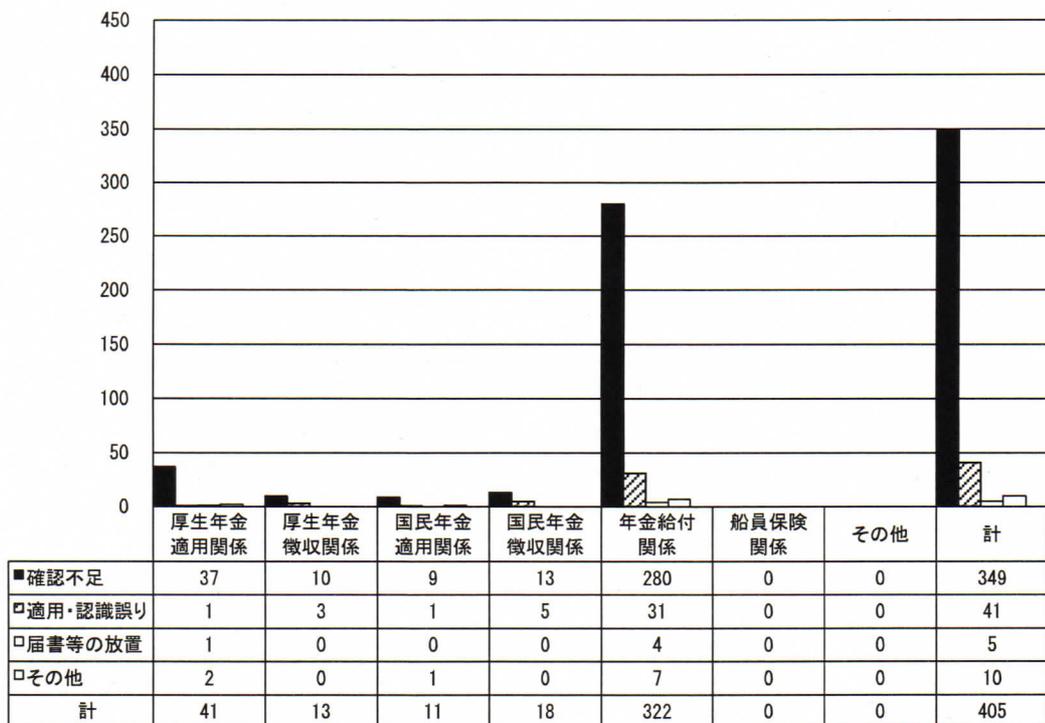
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



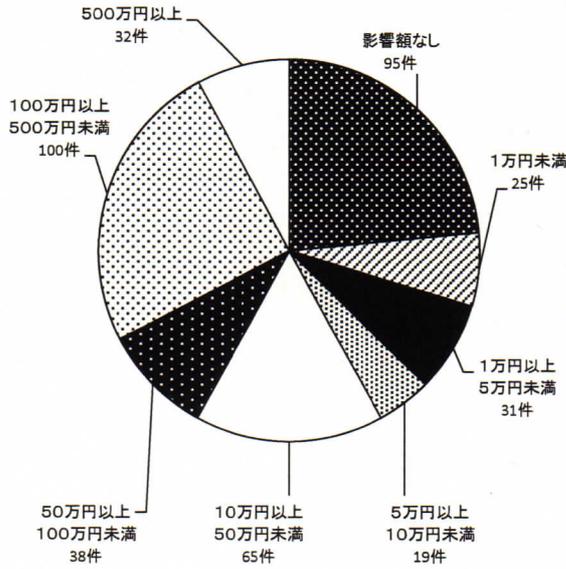
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

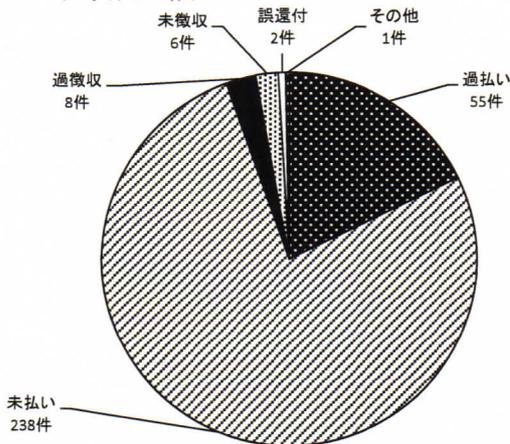


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	31	7	8	15	34	0	0	95
1万円未満	0	2	0	0	23	0	0	25
1万円以上 5万円未満	1	2	2	2	24	0	0	31
5万円以上 10万円未満	2	0	1	0	16	0	0	19
10万円以上 50万円未満	4	2	0	0	59	0	0	65
50万円以上 100万円未満	2	0	0	1	35	0	0	38
100万円以上 500万円未満	0	0	0	0	100	0	0	100
500万円以上	1	0	0	0	31	0	0	32
計	41	13	11	18	322	0	0	405

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	55件	47,051,503	855,481
未払い	238件	489,324,770	2,055,986
過徴収	8件	1,737,101	217,137
未徴収	6件	131,799	21,966
誤還付	2件	40,649	20,324
その他	1件	27,583,253	27,583,253
計	310件	565,869,075	1,825,384

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

過払いと未払いと未徴収	1件	27,583,253
-------------	----	------------

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	306件	75.6%
外部	99件	24.4%
計	405件	100.0%

○日本年金機構の平成28年12月分の事務処理誤り一覧(1~34ページ)

- | | | |
|-------------------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1~36 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 5P | 整理番号 37~46 |
| 3. 国民年金適用関係 | 6P | 整理番号 47~58 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 8P | 整理番号 59~73 |
| 5. 年金給付関係 | 10P | 整理番号 74~362 |

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2015年 3月19日	2015年 6月24日	○年金事務所から連絡があり、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	-	0
2			神奈川	事務センター	2016年 7月4日	2016年 7月26日	○事業所から連絡があり、資格取得届の審査時の記載事項の確認不足により、資格取得日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
3			大阪	平野	2016年 10月11日	2016年 10月17日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の入力を誤ったため正しい記録で再入力を行った際に、誤って入力した記録の取消処理を漏らしたため、資格取得届が重複して登録され、保険証が2枚発行されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格取得記録の取消入力を行い、誤って発行した保険証は回収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
4			宮崎	事務センター	2016年 7月14日	2016年 11月2日	○年金事務所から連絡があり、資格取得時報酬訂正届の審査時に確認が不足し、誤って資格取得届として処理を行ったため、資格取得届が重複して登録され、保険証が2枚発行され、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、資格取得記録の取消入力を行いました。誤って発行した保険証は回収し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	119,296
5			京都	事務センター	2016年 4月7日	2016年 6月30日	○年金事務所から連絡があり、国民健康保険組合から全国健康保険協会に管掌変更するための健康保険被保険者資格取得届の処理時に、確認不足により通常の資格取得届として処理を行ったため厚生年金に重複加入となり、厚生年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	86,454
6			北海道	事務センター	2016年 5月12日	2016年 7月15日	○年金事務所から問合せがあり、委託業者が資格取得届について報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	過徴収	244,459
7			福島	事務センター	2016年 5月25日	2016年 6月27日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届について報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
8			兵庫	姫路	2002年 1月23日	2016年 7月26日	○お客様から問合せがあり、資格取得届の処理時に住所を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
9	算定基礎届の誤り	入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2015年 8月10日	2016年 6月22日	○厚生年金基金から問合せがあり、委託業者が算定基礎届について標準報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	88,021
10	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2016年 7月22日	2016年 10月26日	○担当部署において届書を確認したところ、添付書類不足のため事業所へ返戻すべき月額変更届が返戻されていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。添付書類を提出していただき、月額変更届の処理を行いました。 ●担当部署において、返戻時の書類管理と管理ボックス内の定期的な確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 4名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
11	70歳以上被用者関連届書の誤り	確認・決定誤り	東京	上野	2015年 11月27日	2016年 6月14日	○機構本部から連絡があり、70歳以上被用者不該当届の審査時に確認が不足し、不該当原因について「その他」とすべきところを「死亡」と補正して事務センターに回付したため、年金の支払いが停止していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	527,384
12			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 1月18日	2016年 6月23日	○事業所から問合せがあり、70歳以上被用者該当届の審査時に確認が不足し事業所整理記号を誤って補正したため、別事業所の被用者として登録されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	-	0
13			京都	事務センター	2016年 8月15日	2016年 10月21日	○年金事務所において事業所調査を行っていたところ、審査時の確認不足により、7月改定の随時改定記録が登録されたことで不要となった70歳以上被用者算定基礎届を誤って登録したため、年金の調整が正しく行われず未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	142,660
14		入力誤り	熊本	玉名	2016年 5月16日	2016年 7月22日	○事務センターから連絡があり、70歳以上被用者該当届について標準報酬月額相当額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	208,819
15	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2015年 8月17日	2016年 8月31日	○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる70歳以上被用者算定基礎届の処理票に標準報酬月額相当額を誤って記載し処理を行ったため、年金の調整が正しく行われず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	502,096
16	新規適用届の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2016年 2月18日	2016年 6月2日	○機構本部から連絡があり、新規適用届の処理のために事業所整理記号を払出しする際の確認不足により、既に払出しされている事業所整理記号を使用して処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事業所整理記号を新規に払出す際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 4名	-	0
17			兵庫	須磨	2012年 10月24日	2016年 7月28日	○社会保険労務士から問合せがあり、新規適用届の処理のために事業所整理記号を払出しする際の確認不足により誤った住所地の事業所整理記号を使用して処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事業所整理記号を新規に払出す際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 10名	-	0
18	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2016年 6月10日	2016年 7月21日	○事業所から問合せがあり、磁気媒体の被扶養者(異動)届及び国民年金第3号被保険者該当届に添付された委任状を、誤って同時に提出された別の届書に添付し別々に処理したため、添付書類がないとの理由で磁気媒体届書を返戻していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
19			東京	東京広域 事務センター	2016年 10月3日	2016年 10月14日	○機構本部から連絡があり確認したところ、保険料計算日までに処理が必要な届書について、確認不足により保険料計算日以降に処理を行ったため、当月の保険料告知に間に合わなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	86事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
20	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2016年 10月7日	2016年 10月14日	○委託業者から連絡があり、委託業者が届書の受付作業時に確認不足により届書をケースに保管したまま事務センターへの納品を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者に対し、受付作業もれの確認及び業務終了後の作業場点検を徹底するよう指導しました。	12事業所	-	0
21	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	熊本	事務センター	2016年 6月1日	2016年 6月2日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が他の事業所の厚生年金保険被用者一覧表を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。厚生年金保険被用者一覧表を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	6事業所 3名	-	0
22			高知	事務センター	2016年 6月13日	2016年 6月14日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 7名	-	0
23			石川	金沢広域 事務センター	2016年 6月17日	2016年 6月20日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 3名	-	0
24			奈良	奈良	2016年 5月11日	2016年 5月25日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	-	0
25	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2016年 8月29日	2016年 8月30日	○事業所から問合せがあり、既に社会保険の適用事業所であるにも関わらず、確認不足により、誤って加入勤奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、加入勤奨文書の送付対象事業所を選定する際の確認を徹底するよう周知しました。	74事業所	-	0
26			宮崎	事務センター	2016年 8月3日	2016年 10月17日	○事業所から問合せがあり、委託業者が確認不足により被保険者標準報酬月額決定通知書の一部について送付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、発送が漏れていた通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、発送物と控えの突合確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	-	0
27			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 4月14日	2016年 5月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及びお客様にお詫びの上説明し、年金手帳を回収しました。基礎年金番号の変更を行い、新しい年金手帳をお客様にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	-	0
28	誤送付・誤送信	誤送付・誤送信	京都	事務センター	2016年 7月29日	2016年 8月1日	○厚生年金基金から問合せがあり、委託業者が基金に加入していない事業所分の標準賞与額決定通知書を誤って厚生年金基金へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が厚生年金基金及び事業所にお詫びの上説明しました。標準賞与額決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 59名	-	0
29			山梨	事務センター	2016年 7月3日	2016年 7月4日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。「70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
30	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福島	事務センター	2016年 7月5日	2016年 7月7日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が社会保険労務士あてに受託していない事業所の通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	-	0
31			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 6月22日	2016年 6月23日		2事業所 2名	-	0
32			大阪	八尾	2016年 6月9日	2016年 6月10日		2事業所	-	0
33			福岡	博多	2016年 3月16日	2016年 3月18日		2事業所	-	0
34	厚生年金関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	東京	荒川	2015年 5月28日	2016年 4月21日	○厚生年金基金から問合せがあり、事業所の基金脱退処理を漏らしたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。また、それに伴い年金受給者5名についての支払いにも影響が出ていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、基金脱退の処理を行いました。未徴収の保険料は納付していただき、未払いの年金はお支払いし、過払いの年金は返納処理を行いました。 ●担当部署において、基金脱退処理時の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	その他	27,583,253
35	厚生年金適用関係届書等の所在不明	受付時の書類管理誤り	大阪	福島	2016年 8月10日	2016年 8月10日	○担当部署において届書を確認したところ、窓口で受付した算定基礎届のうち1枚が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、算定基礎届を再提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	-	0
36		受理後の書類管理誤り	東京	港	2017年 1月4日	2017年 1月5日	○年金事務所職員からの申出により、東京開業ワンストップセンターから港年金事務所へ書類を移送する際に、「来訪者相談事跡管理表」が所在不明となったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、個人情報の管理を徹底するよう周知しました。 (平成29年1月6日 都庁記者クラブにおいて報道発表済)	22名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
37	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2014年 8月22日	2015年 8月14日	○担当部署において差押状況の確認を行ったところ、差押処理後の手順の確認不足により、延滞金額が誤って少なく決定されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。未徴収の延滞金については納付書を作成し、送付しました。 ●担当部署において、差押処理時の事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	700
38					2016年 2月9日	2016年 6月24日	○事業所から問合せがあり、厚生年金保険の同月得喪による保険料の還付処理の際に、確認不足により誤った保険料調整処理を行ったため保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料調整伺の処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	6事業所	過徴収	378,257
39			香川	高松東	2016年 8月8日	2016年 9月23日	○事業所から問合せがあり、確認不足により既に保険料が還付されている事業所に還付の案内を行い処理したため、保険料が重複して還付されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤還付した保険料は返納していただきました。 ●担当部署において、保険料還付処理時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	25,599
40	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	北海道	苫小牧	2016年 6月1日	2016年 7月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、事業所が管轄外へ所在地変更した際に、確認不足により二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料を重複して登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時の内容確認及び保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
41			栃木	宇都宮西	2016年 5月9日	2016年 10月7日	○担当部署において二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録処理の確認を行っていたところ、確認不足により子ども・子育て拠出金の料率変更処理が漏れていたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。子ども・子育て拠出金の料率変更処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	968
42	厚生年金徴収関係領収書等の交付誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2016年 6月15日	2016年 6月16日	○事業所から問合せがあり、窓口で保険料を収納する際の確認不足により、誤った事業所名称で領収書を作成し、交付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って交付した領収書を回収し、正しい領収書を交付しました。 ●担当部署において、領収書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
43	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2016年 6月7日	2016年 7月12日	○内部点検において、差押債権の充当処理時の確認不足により、充当明細通知書の金額を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい充当明細通知書を送付しました。 ●担当部署において、充当明細通知書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
44	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2017年 1月17日	2017年 1月18日	○事業所から問合せがあり、厚生年金保険料を納付済の事業所に対し、誤って督促状を発送していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。督促状を回収するなどの対応を行いました。 ●担当部署において、督促状を発送する際は厚生年金保険料の納付状況の確認を徹底するよう周知しました。	308 事業所	-	0
45		誤送付・誤送信	香川	事務センター	2016年 6月20日	2016年 6月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の保険料納入告知書・領収済額通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。保険料納入告知書・領収済額通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	-	0
46			宮城	仙台広域 事務センター	2016年 5月頃	2016年 6月3日		2事業所	-	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
47	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2016年 1月24日	2016年 4月25日	○お客様から問合せがあり、年齢厚生年金の受給権発生以降の3号不整合期間は国民年金の任意加入期間であり、国民年金第3号被保険者の特定期間に該当しないにもかかわらず、誤って第3号被保険者の特定期間として処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の処理を行う際は、受給権の有無を確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	76,100
48			大阪	難波	2004年 11月頃	2016年 7月20日	○お客様から問合せがあり、市町村で誤った資格取得年月日の国民年金被保険者資格取得届が作成され、機構において処理をしたため保険料の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当届を提出の上処理をし、納付書を送付しました。 ●市町村に対し、受付時においては資格取得年月日の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	10,500
49			滋賀	大津	2016年 8月10日	2016年 9月13日	○お客様から問合せがあり、受付した被保険者資格取得届及び国民年金保険料口座振替納付(変更)届出書について、受付登録を行わず担当者が保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。受付登録の上処理を行いました。 ●担当部署において、届書等については受付後の登録を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
50			大阪	大手前	2016年 6月8日	2016年 9月27日	○お客様から問合せがあり、市役所において国民健康保険及び国民年金の資格取得する方について、国民年金資格取得届の受付を漏らしたため保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格取得届を受付の上処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、届書等については受付後の登録を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
51	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大手前	2011年 6月13日	2016年 8月10日	○お客様から問合せがあり、共済組合記録の確認不足により国民年金被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を誤って処理したため、納付済みの保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、処理時においては記載内容や年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	15,050
52	国民年金任意加入届書の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	1978年 8月13日	2015年 12月28日	○年金記録の確認を行ったところ、年金記録の確認不足により国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当部署において、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	-	0
53	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台北	2016年 2月8日	2016年 3月24日	○他の年金事務所から連絡があり、市町村から誤った基礎年金番号で住所変更届が提出され、処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した納付書を回収しました。 ●市町村から、本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	-	0
54			東京	青梅	2015年 11月26日	2016年 3月30日	○お客様から問合せがあり、市町村から誤った基礎年金番号で住所変更届が提出され、処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した納付書を回収しました。 ●市町村から、本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
55	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	1995年 4月頃	2016年 7月5日	○事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理をする際に、誤った基礎年金番号で処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理の際は基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
56	公的年金加入状況等調査の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2016年 11月6日	2016年 11月18日	○お客様から連絡があり、公的年金加入状況等調査を委嘱した調査員が、調査対象者名簿の写しを訪問先で誤って他の書類とともにお渡ししていたことが判明しました。 ●担当部署において、お客様にお詫びを行うとともに名簿の写しを回収しました。 ●担当部署において、調査員に対しては名簿の取扱いについて十分な注意を払うよう指導を徹底することを周知しました。	56名	-	0
57	国民年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	広島	広島西	2016年 5月20日	2016年 6月1日	○お客様から問合せがあり、年金記録訂正に関するお知らせを送付した際に、誤った被保険者記録照会回答票を同封し送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
58			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 6月15日	2016年 6月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届書の控えを送付する際に、誤った国民年金第3号被保険者該当届書の控えを混入して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者該当届書の控えを回収し、正しい送付先へ送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2事業所 5名	-	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
59	国民年金追納保険料申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大手前	2005年 2月22日	2014年 10月16日	○市町村から問合せがあり、年金記録の確認不足により法定免除期間の保険料について追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、保険料徴収時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	696,740
60			群馬	太田	2016年 5月2日	2016年 10月18日	○お客様から問合せがあり、追納納付書について国民年金保険料追納申込書に記載された住所へ送付しなかったため未送達となり、追納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上処理をし、納付書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時における送付先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,000
61	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松西	2015年 10月20日	2016年 5月23日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の受給権を有するお客様のため、国民年金後納保険料納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日までに訂正して交付すべきところ、訂正せずに交付したため、後納期限が経過し後納できないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書処理の際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
62		説明誤り	福岡	南福岡	2012年 9月3日	2015年 9月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納制度の相談時に合算対象期間の確認不足により、後納をしても老齢年金の受給権は発生しないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上処理をし、納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納の相談時には合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
63	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	世田谷	2016年 4月28日	2016年 5月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、緊急停止の取下げの申出があったにもかかわらず、取下げの処理を漏らしていたため口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止について、緊急停止管理簿による管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
64		入力誤り	東京	文京	2015年 5月29日	2016年 4月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
65		説明誤り	京都	京都南	2016年 9月26日	2016年 10月3日	○お客様から問合せがあり、被保険者記録の確認不足により国民年金保険料の口座振替開始年月について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談時には被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
66		誤送付・誤送信	東京	北	2016年 7月15日	2016年 8月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の控えを送付する際に、誤った国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の控えを混入して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の控えを回収し、正しい送付先へ送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
67	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	東京	杉並	2016年 2月5日	2016年 4月13日	○お客様から問合せがあり、前納済み期間後である4月分以降の保険料免除について相談があった際に、誤って4月以前に国民年金保険料免除申請書の受付を行ったため前納済み期間について免除が承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、相談時には免除申請日前に納付されている保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
68	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	未処理・処理遅延	山梨	甲府	2006年 1月頃	2013年 12月3日	○担当部署で処理済の届書の点検を行った際に、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3名	-	0
69			埼玉	所沢	2007年 6月6日	2014年 3月5日		8名	-	0
70			東京	品川	2011年 7月4日	2014年 5月21日		1名	-	0
71			沖縄	コザ	2016年 3月30日	2016年 7月4日		1名	-	0
72	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	誤送付・誤送信	埼玉	熊谷	2016年 8月12日	2016年 8月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書の送付依頼のあったお客様に誤って被保険者記録照会回答票を同封し送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
73	通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	山梨	事務センター	2016年 8月9日	2016年 8月18日	○担当部署で確認したところ、お客様へ送付した照会文書の氏名が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って作成した照会文書を回収しました。 ●担当部署において、文書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
74	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	京都	中京	2009年 8月27日	2014年 6月17日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、国民年金任意加入期間であるため保険料免除とならないにもかかわらず、誤って免除期間として年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	505,779
75			愛知	名古屋北	1990年 1月20日	2014年 6月24日	○機構本部から連絡があり、旧令共済期間の判明に伴い通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行うべきところ、誤って通算老齢年金に旧令共済期間を追加して決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,632,997
76			神奈川	横浜南	1990年 11月24日	2014年 7月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行うべきところ、誤って通算老齢年金に年金記録を追加して決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	92,240
77			石川	七尾	1982年 1月頃	2014年 8月18日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い旧船員保険法の老齢年金の取消を行い旧厚生年金保険法の老齢年金の決定を行うべきところ、誤って船員保険法の老齢年金に年金記録を追加して決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,765
78			神奈川	横浜西	1999年 6月10日	2013年 11月8日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,490
79			千葉	幕張	1980年 7月頃	2014年 9月19日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	261,482
80			秋田	秋田	1986年 4月1日	2014年 5月14日	○事務センターから連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	3,917,790
81			長崎	長崎北	1986年 4月頃	2015年 1月7日	○事務センターから連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	4,699,264
82			大分	大分	1986年 4月1日	2015年 6月24日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	2,488,559
83			東京	大田	1993年 5月頃	2014年 12月26日		1名	未払い	1,299,865
84			千葉	木更津	1999年 5月1日	2014年 11月5日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定を行った際に、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定すべきところ、確認不足により老齢基礎年金のみ決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,272,274
85			神奈川	横浜西	2003年 12月18日	2015年 3月6日	○遺族年金請求時に年金記録を確認したところ、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,792,419

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
86	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜西	1990年 1月1日	2015年 4月20日	○遺族年金請求時に年金記録を確認したところ、旧法共済の退職年金を受給している方には、旧法厚生年金保険の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。新法の老齢年金の取消処理を行い、旧法厚生年金保険の老齢年金の決定を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に共済加入記録や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	903,862
87			岡山	倉敷東	1986年 2月6日	2015年 5月15日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,569,358
88			福岡	小倉北	2009年 11月19日	2015年 6月9日	○お客様から問合せがあり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時における通算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,726,779
89			愛知	岡崎	1990年 6月7日	2015年 9月28日	○事務センターから連絡があり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時における通算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	419,785
90			岡山	倉敷東	1990年 8月16日	2015年 7月10日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、通算老齢年金の失権年月日を誤って処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	295,000
91			宮城	仙台北	1999年 7月8日	2015年 7月10日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入期間であるため保険料免除とならないにもかかわらず、誤って免除期間として年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	40,766
92			宮崎	宮崎	1977年 4月1日	2015年 7月21日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	69,004
93			北海道	北見	1984年 5月17日	2015年 9月3日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部に誤りがある状態で老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	274,124
94			栃木	栃木	1988年 11月19日	2015年 10月30日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認の徹底を周知しました。	1名	過払い	616,275

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
95	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	1982年 10月27日	2015年 10月21日	○事務センターから連絡があり、脱退手当金の支給済み期間を誤って厚生年金被保険者期間と登録し通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書の審査時には、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	949,929
96			東京	板橋	1986年 7月10日	2015年 10月26日	○事務センターから連絡があり、厚生年金記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	346,939
97			岡山	岡山西	1987年 10月頃	2015年 12月14日	○事務センターから連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、厚生年金記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	270,724
98		説明誤り	東京	武蔵野	2015年 4月2日	2015年 5月20日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の年金受給資格期間の相談時に年金記録の確認不足から、受給要件がないにもかかわらず年金請求をするよう誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
99	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	1989年 1月5日	2014年 7月15日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	149,328
100			広島	呉	1998年 11月26日	2014年 8月11日	○未支給年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	56,399
101			神奈川	横浜南	1984年 12月27日	2014年 8月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,508,589
102			岩手	盛岡	1986年 3月7日	2016年 2月17日	○未支給年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	9,088
103			東京	府中	1993年 2月15日	2014年 10月22日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,037,686
104	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟東	1982年 5月12日	2014年 12月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	185,956
105			神奈川	横浜中	1986年 5月1日	2015年 8月17日		1名	未払い	367,031
106			岡山	倉敷東	1989年 6月22日	2015年 12月4日		1名	未払い	2,466,155
107			福井	武生	1990年 8月9日	2016年 3月14日		1名	未払い	1,917,766

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
108	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜南	1977年 8月16日	2014年 9月5日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,810,302
109			北海道	釧路	1967年 6月頃	2015年 6月25日		1名	未払い	446,000
110			愛媛	今治	1987年 2月10日	2015年 5月11日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	9,639,577
111			北海道	北見	2002年 12月20日	2015年 3月16日		1名	未払い	1,931,254
112			神奈川県	横須賀	1993年 9月9日	2015年 6月3日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	947,511
113			岐阜	高山	1972年 10月頃	2014年 3月11日		1名	未払い	564,856
114			北海道	苫小牧	2014年 5月27日	2015年 8月12日	○事務センターから連絡があり、坑内員の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	417,012
115			東京	板橋	2003年 8月21日	2015年 1月9日		1名	未払い	1,444,885
116	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	埼玉県	熊谷	2002年 4月頃	2014年 12月12日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を農林共済統合日とすべきところ、誤って65歳到達年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	82,862
117			埼玉県	川越	1978年 1月19日	2014年 6月16日		1名	未払い	3,615,770
118			福岡	小倉南	1980年 6月26日	2014年 10月24日	○機構本部から連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済記録の算入を漏らし、老齢年金の決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,518,663

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
119	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜中	2002年 10月3日	2014年 10月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,535,045
120			埼玉県	熊谷	2003年 3月13日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,252,847
121			埼玉県	所沢	2002年 4月11日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,554,836
122			大阪府	枚方	2008年 7月17日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,555,103
123					2003年 8月21日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,131,872
124			京都府	中京	2002年 8月8日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,404,836
125			東京都	渋谷	2002年 9月頃	2014年 10月17日		1名	過払い	2,149,506
126			宮崎県	都城	2004年 11月4日	2014年 10月20日		1名	過払い	1,970,205
127			愛知県	豊橋	2008年 4月26日	2014年 10月23日		1名	過払い	5,311
128					2009年 1月24日	2014年 10月23日		1名	過払い	5,201
129			北海道	新さっぽろ	2002年 8月21日	2014年 10月23日		1名	過払い	8,157
130					2011年 8月18日	2014年 10月23日		1名	過払い	4,602
131			神奈川県	横須賀	2011年 9月8日	2014年 10月30日		1名	過払い	7,728
132					2010年 10月7日	2014年 10月30日		1名	過払い	6,714
133			広島県	広島南	2004年 10月7日	2014年 11月4日		1名	過払い	2,584,309
134			北海道	札幌東	2009年 3月19日	2014年 11月28日		1名	過払い	8,191
135			千葉県	千葉	1993年 12月2日	2015年 3月30日		1名	過払い	10,527
136			愛知県	中村	2009年 12月24日	2015年 4月20日		1名	過払い	9,426
137	神奈川県	港北	2013年 2月24日	2015年 7月3日	1名	過払い	6,167,455			
138	京都府	上京	1995年 7月20日	2015年 5月7日	1名	過払い	353,850			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
139	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	1985年 5月9日	2014年 4月3日	○事務センターから連絡があり、共済組合期間の確認不足により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,639,659
140			北海道	札幌北	1993年 8月16日	2014年 2月25日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,545,000
141			千葉	木更津	2004年 7月21日	2014年 4月18日	○事務センターから連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を農林共済統合日とすべきところ、誤って65歳到達年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,898
142			東京	板橋	1987年 10月20日	2015年 1月9日	○事務センターから連絡があり、旧令共済組合期間の判明に伴い、通算老齢年金の取消しを行い老齢年金の決定が必要であるにも関わらず、通算老齢年金に判明した記録を追加していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,483,517
143			佐賀	佐賀	2004年 12月16日	2015年 8月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,265,437
144			大阪	淀川	2001年 9月10日	2012年 9月27日	○お客様から問合せがあり、旧農林共済組合期間の確認不足により、旧農林共済組合において一時金で支払済みの共済組合加入期間を含めたまま老齢年金及び障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	429,015
145			老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	1989年 1月19日	2013年 6月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名
146	東京	新宿			1989年 12月7日	2014年 1月23日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	267,085

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
147	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	1996年 8月9日	2014年 2月5日	○内部点検を行っていたところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	34,504
148			岡山	津山	2013年 9月26日	2014年 8月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	139,817
149			栃木	栃木	1983年 3月17日	2014年 5月14日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	33,520
150			東京	板橋	1987年 7月2日	2014年 9月10日		1名	未払い	136,959
151			岡山	津山	1985年 6月1日	2014年 12月16日		1名	未払い	39,246
152			大阪	吹田	1979年 8月頃	2015年 3月9日		1名	未払い	3,348,169
153			岡山	津山	1980年 7月1日	2015年 6月16日		1名	未払い	4,400
154			神奈川	厚木	1985年 7月1日	2015年 7月30日		1名	未払い	644,456
155			山形	米沢	1976年 12月頃	2015年 12月9日		1名	未払い	250,082
156			岡山	津山	1977年 10月1日	2014年 8月18日		1名	未払い	14,714
157			山形	鶴岡	1985年 12月5日	2014年 10月27日		1名	未払い	9,136
158			愛知	豊川	1977年 4月頃	2015年 3月13日		1名	未払い	8,661
159			長崎	長崎北	1981年 11月頃	2015年 8月4日		1名	未払い	2,107,009
160			広島	広島西	1987年 9月18日	2015年 12月7日		1名	未払い	147,765
161	愛知	事務センター	2014年 9月25日	2015年 12月17日	○他の事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名		未払い	188,600	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
162	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	長野	事務センター	2007年 8月2日	2016年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○未支給年金請求時に、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 	1名	過払い	452,800
163			山形	鶴岡	1985年 2月21日	2015年 9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○未支給年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	2,611,452
164			岡山	倉敷東	2000年 11月10日	2015年 7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	18,618
165	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2014年 1月24日	2014年 4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金相談時に、老齢年金について65歳に遡及しての請求もしくは繰り下げ請求ができると説明すべきところ、65歳に遡及して請求できるとの説明を漏らし、繰り下げ請求による老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰り下げ請求の取消処理及び老齢基礎・厚生年金請求書等を受付の上決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰り下げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	366,900
166			栃木	宇都宮東	2014年 11月7日	2014年 12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金相談時の記録確認により、70歳からの老齢基礎年金の繰下請求を希望していたため、本来、70歳到達後に老齢基礎厚生年金繰下げ請求書を受付すべきところ、誤って70歳到達前に老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ申出書を受付し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎厚生年金繰下げ請求書を提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、受付時の提出書類の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	-	0
167			神奈川	横須賀	2015年 1月15日	2015年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、繰り下げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 	1名	過払い	1,597,256
168			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 2月15日	2016年 4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、繰り上げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、繰り上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	32,280
169			老齢年金の加算誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2008年 12月24日	2014年 7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金裁定時に必要な書類の案内を漏らしていたため、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。 	1名
170	東京	青梅			1994年 2月20日	2014年 8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ●担当部署において、生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	4,884,767

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
171	高齢年金の加算誤り	確認・決定誤り	東京	足立	1996年 2月2日	2014年 9月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、高齢年金決定時に必要な書類の案内を漏らしていたため、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,787,750
172		説明誤り	東京	足立	2016年 4月26日	2016年 4月27日	○内部点検により、年金相談時に、年金記録や配偶者状態の確認不足により、振替加算の加算の受給要件がないにもかかわらず、誤って加算されると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
173	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1987年 4月7日	2015年 7月23日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,973,569
174			埼玉	川越	1990年 4月10日	2014年 9月22日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,210,940
175			千葉	木更津	1997年 6月26日	2014年 9月25日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,972,327
176			大阪	豊中	1997年 2月23日	2014年 10月16日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,772,823
177			広島	広島東	2007年 6月26日	2014年 10月22日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	942,316
178			東京	板橋	1994年 12月8日	2014年 10月28日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,097,600
179			東京	江戸川	1995年 2月1日	2014年 11月21日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,127,850
180			神奈川	平塚	1996年 10月17日	2015年 5月12日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,476
181			神奈川	横浜南	1991年 5月30日	2015年 7月10日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,437,721
182			東京	北	1994年 6月9日	2015年 10月9日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,272,419
183			神奈川	高津	2000年 11月16日	2016年 2月26日	○お客様から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,653,146
184			埼玉	大宮	1990年 1月4日	2014年 8月15日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,453,252
185					1989年 7月6日	2014年 9月17日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,386,186
186			千葉	幕張	1997年 4月頃	2015年 6月2日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,295,961

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
187	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	静岡	清水	1992年 9月1日	2015年 4月21日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,085,947		
188			東京	北	1987年 3月5日	2015年 11月13日		1名	未払い	5,331,100		
189			岡山	岡山西	1993年 1月31日	2015年 12月14日		1名	未払い	3,904,523		
190			福岡	八幡	1987年 7月3日	2014年 8月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,156,274		
191			兵庫	姫路	1993年 6月17日	2014年 11月11日		1名	未払い	3,465,571		
192			大阪	豊中	2008年 12月4日	2014年 11月18日		1名	未払い	896,218		
193			神奈川	横浜南	1987年 11月20日	2016年 5月12日		1名	未払い	5,217,086		
194			鹿児島	加治木	1990年 6月7日	2016年 6月13日		1名	未払い	4,436,673		
195			大阪	平野	1993年 4月20日	2016年 6月24日		1名	未払い	5,070,717		
196			愛知	豊橋	2003年 6月19日	2015年 12月21日		1名	過払い	704,562		
197			配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2006年 1月21日	2016年 2月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	690,759
198					福岡	西福岡	2009年 4月21日	2016年 2月18日		1名	未払い	831,681
199					鹿児島	加治木	1995年 3月23日	2016年 6月20日		1名	未払い	4,436,673
200	山口	岩国			2006年 1月19日	2016年 6月21日	1名	未払い		1,490,859		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
201	配偶者の共済年金支給 状況の確認誤り	確認・決定誤り	沖縄	コザ	2005年 12月頃	2016年 3月15日	○お客様から問合せがあり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,595,763	
202			北海道	新さっぽろ	2009年 8月15日	2016年 7月11日		1名	未払い	811,633	
203			福島	相馬	2010年 12月23日	2016年 7月19日		1名	未払い	619,788	
204					2010年 1月9日	2016年 7月20日		1名	未払い	762,263	
205			石川	金沢北	2009年 2月21日	2015年 6月10日		1名	未払い	854,978	
206			北海道	釧路	2006年 11月27日	2016年 1月29日		1名	未払い	1,245,103	
207			岡山	津山	2008年 1月28日	2016年 4月20日		1名	未払い	1,101,305	
208			茨城	日立	2009年 6月25日	2016年 6月27日		1名	未払い	831,386	
209	愛知	豊橋	2009年 11月4日	2015年 11月11日	1名	未払い	704,199				
210	遺族年金の受給要件等 の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2015年 3月18日	2015年 5月28日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、年金額が有利となる短期要件で決定するべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	516,609	
211			静岡	島田	2007年 5月18日	2015年 9月4日		1名	未払い	493,500	
212			千葉	幕張	2001年 7月5日	2015年 7月15日		○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,641,540
213					1990年 3月26日	2015年 7月15日			1名	未払い	458,352
214			静岡	島田	1994年 10月22日	2015年 8月28日		1名	未払い	1,363,933	
215			広島	呉	1987年 11月26日	2015年 11月10日		1名	未払い	40,864	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
216	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2007年 12月12日	2014年 4月8日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	361,167
217			千葉	木更津	2008年 4月4日	2014年 6月10日		1名	未払い	317,744
218			東京	板橋	2002年 2月14日	2015年 2月20日		1名	未払い	1,003,600
219			北海道	苫小牧	2014年 12月11日	2015年 6月8日		1名	未払い	5,503,266
220			神奈川	厚木	1973年 8月1日	2015年 7月28日		1名	未払い	449,690
221			広島	広島東	2004年 6月2日	2014年 11月26日		○記録判明に伴い記録確認を行っていたところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
222			静岡	清水	1988年 9月19日	2014年 7月11日	○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、年金額が有利となる短期要件で決定するべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,975,502
223			愛知	大曾根	2002年 6月20日	2014年 8月21日	○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、年金額が有利となる長期要件で決定するべきところ、短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	530,405
224					2014年 8月4日	2015年 2月2日		1名	未払い	163,626
225			愛知	名古屋北	1983年 6月頃	2014年 7月22日	○事務センターから連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	920,188
226			大分	別府	1981年 11月19日	2015年 3月16日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,474
227			愛知	一宮	1979年 10月25日	2014年 4月16日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,608,691
228			北海道	新さっぽろ	1994年 11月24日	2015年 8月3日		1名	未払い	1,568,375
229			東京	足立	1998年 2月26日	2015年 4月24日	○他の年金事務所から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	621,127

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
230	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	2008年 7月9日	2015年 11月19日	○年金相談時の記録確認により、遺族基礎年金の受給者に配偶者の厚生年金記録が判明したため遺族厚生年金の決定、支払保留処理を行ったものの、遺族基礎年金の裁定取消及び遺族厚生年金の支払保留解除の進捗を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進捗を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事象を周知し処理状況の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	463,975
231			埼玉	川越	1997年 12月3日	2014年 6月17日	○機構本部から連絡があり、旧令共済記録を漏らして遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,682,143
232			愛知	名古屋北	2002年 9月19日	2014年 6月24日		1名	未払い	5,387,665
233			説明誤り	愛知	名古屋北	2011年 9月8日	2015年 10月6日	○お客様から問合せがあり、年金相談時における遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、遺族厚生年金請求をご案内し決定すべきところ案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金請求書を受付し決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました	1名	未払い
234	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福島	白河	2014年 10月1日	2015年 3月4日	○市町村から問合せがあり、市町村が年金事務所に障害年金の請求方法について確認を行った際に、事後重症請求となるお客様に対して認定日請求ができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の障害認定基準の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	82,933
235			埼玉	大宮	1998年 12月15日	2011年 8月17日	○他の年金事務所から連絡があり、20歳前に初診日がある障害と厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある障害を併せて初めて障害等級が2級となるため、障害厚生年金を受付すべきところ、誤って障害基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害基礎年金の決定を取消し、障害厚生年金請求書を提出いただき決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害を併せて初めて障害等級が2級となる併合の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,795,075
236			愛媛	事務センター	2016年 7月14日	2016年 7月27日	○年金事務所から連絡があり、障害基礎年金の審査時の確認不足により、障害基礎年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,941,097
237			千葉	佐原	2012年 10月9日	2015年 3月13日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、納付要件の確認不足により障害年金の受給資格があるにもかかわらず請求書を受け付けていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	660,080
238			高山	高山	1975年 3月頃	2013年 8月5日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り旧厚生年金保険法による障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	132,175

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
239	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	愛知	豊田	2014年 2月6日	2016年 3月1日	○障害年金請求にかかる相談の際に、障害認定基準の確認不足により現在受給している障害年金に併合して認定できない別の疾病であるにもかかわらず、誤って併合し1級の障害年金に該当すると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0		
240			熊本	熊本東	2016年 1月18日	2016年 6月16日	○障害年金請求にかかる相談の際に、委託社会保険労務士が手続きに必要な添付書類の確認不足により、障害基礎年金の請求に必要な所得証明書の添付を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0		
241			茨城	下館	2016年 6月24日	2016年 8月12日	○事務センターから連絡があり、障害認定基準の確認不足により症状固定した日を障害認定日として請求書の提出を案内すべきところ、誤って症状固定する前に請求書の提出をご案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の障害認定基準の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0		
242	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 7月23日	2016年 3月25日	○お客様から問合せがあり、雇用保険の基本手当と年金との調整の取扱いの確認不足により、調整に必要な支給停止事由該当届の進達を漏らしたため年金が支払保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。進達を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,606,302		
243					2016年 3月1日	2016年 4月15日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の決定時に、雇用保険の基本手当の受給終了後であり老齢年金の調整が行われなかったため支払保留処理は不要であるにもかかわらず、誤って支払保留処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,899		
244					2015年 11月5日	2016年 8月19日	○お客様から届書の提出があり確認したところ、老齢年金決定時に、職歴等の確認不足により老齢厚生年金の在職支給停止に必要な届出の案内及び処理を行わず決定を行ったため、正しい年金の支払となっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の職歴や記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,994		
245					神奈川	港北	1986年 4月1日	2015年 4月6日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	307,755
246					山形	鶴岡	1980年 6月1日	2015年 7月21日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	3,185
247					東京	世田谷	1983年 10月1日	2015年 7月27日		1名	未払い	368,218
248					島根	松江	1986年 11月1日	2015年 11月19日		1名	未払い	378,510

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
249	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	1989年 12月1日	2016年 1月20日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	88,806
250			滋賀	大津	1980年 6月頃	2016年 1月28日		1名	未払い	37,881
251			新潟	三条	1981年 11月1日	2016年 2月1日		1名	未払い	166,064
252			宮崎	宮崎	1980年 6月1日	2016年 2月1日		1名	未払い	83,125
253			東京	江東	1979年 6月1日	2016年 2月1日		1名	未払い	58,755
254			本部	機構本部 (基幹システム開発部)	2016年 3月10日	2016年 4月19日		○お客様から問合せがあり、障害基礎年金の年金額計算の端数処理を誤ったお客様に対して、プログラムを修正後、年金額を正しく計算し直すために行った再裁定処理において、その後に行うべき支給停止処理を漏らしたことにより、誤って年金が支払われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付しました。過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定処理を実施する際の影響調査、再裁定処理実施後の確認作業を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
255	入力誤り	福井	福井	2016年 3月18日	2016年 4月15日	○お客様から問合せがあり、生存確認の不徹底によりお客様に誤って支払保留処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	111,966	
256	説明誤り	滋賀	大津	2016年 4月15日	2016年 5月12日	○機構本部から連絡があり、年金相談時の記録確認不足により、雇用保険の基本手当の受給による特別支給の老齢厚生年金が支給停止となる年月について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険と年金の調整の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
257		福岡	西福岡	2016年 6月14日	2016年 8月9日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の記録確認不足により、雇用保険の基本手当の受給による特別支給の老齢厚生年金が支給停止となる年月について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険と年金の調整の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
258	加給年金の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	1989年 5月20日	2015年 4月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	5,769,202
259			神奈川	高津	1989年 5月11日	2013年 3月29日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,532,631

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
260	加給年金の誤り	確認・決定誤り	静岡	清水	1990年 5月30日	2015年 3月3日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	359,540
261			愛知	刈谷	1987年 9月15日	2015年 7月29日		1名	未払い	1,053,949
262			愛知	名古屋北	1989年 1月26日	2015年 8月7日		1名	未払い	171,783
263			神奈川	小田原	1997年 7月10日	2015年 8月24日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,648
264			東京	北	1993年 4月1日	2015年 10月29日		1名	未払い	94,535
265			栃木	宇都宮西	1985年 8月14日	2015年 12月21日		1名	未払い	151,699
266			東京	荒川	1998年 12月24日	2015年 8月3日	○他の年金事務所から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	556,652
267			東京	練馬	2001年 7月7日	2015年 12月17日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の年金受給状況の確認不足により、加給年金の支給停止要件に該当しないにもかかわらず、誤って老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届の処理を行っていたことが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者状態や年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,069,214
268			千葉	木更津	2005年 5月17日	2015年 1月13日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金の請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし、年金を決定していたことが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,620,375
269			石川	金沢北	2007年 10月25日	2015年 12月11日		1名	未払い	3,516,308
270			大阪	大阪広域 事務センター	1995年 8月24日	2015年 12月17日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	713,080
271			東京	大田	1992年 4月1日	2015年 8月13日	○未支給年金請求時の記録確認により、再裁定時に生計維持関係や年金記録の確認不足から、加給年金及び振替加算の加算に必要な書類の案内を漏らして再裁定をしていたことが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定時には生計維持関係や年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	982,761

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
272	加給年金の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1994年 6月24日	2014年 12月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	997,150
273			大阪	堺東	1986年 6月8日	2015年 11月28日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,458,531
274			神奈川	横浜西	1996年 8月11日	2013年 12月26日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	415,337
275	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2004年 5月20日	2015年 12月8日	○お客様から問合せがあり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	854,977
276			大阪	淀川	1991年 6月27日	2016年 7月8日		1名	未払い	4,154,397
277			愛知	一宮	1987年 9月26日	2015年 1月16日		1名	未払い	5,649,426
278			埼玉	熊谷	1993年 2月頃	2015年 1月26日		1名	未払い	4,947,787
279			愛知	一宮	1991年 4月4日	2015年 2月19日		1名	未払い	4,289,267
280			千葉	千葉	1994年 1月27日	2015年 8月6日		1名	未払い	3,237,297
281			岡山	津山	1993年 7月14日	2015年 11月17日		1名	未払い	4,837,933
282			大阪	天王寺	1996年 9月24日	2015年 11月25日		1名	未払い	3,722,100
283			京都	舞鶴	1991年 7月7日	2015年 11月25日		1名	未払い	5,420,016
284			静岡	沼津	1992年 8月17日	2015年 12月16日		1名	未払い	5,104,151

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
285	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	神奈川	平塚	1994年 1月13日	2016年 1月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,661,811
286			福島	相馬	1994年 11月5日	2016年 1月15日		1名	未払い	4,471,072
287			群馬	高崎	1992年 1月8日	2016年 3月10日		1名	未払い	4,334,400
288			兵庫	須磨	1992年 4月7日	2016年 4月8日		1名	未払い	5,124,280
289			長崎	佐世保	1995年 1月18日	2016年 5月20日		1名	未払い	4,471,065
290			千葉	木更津	1993年 9月2日	2014年 6月23日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,592,175
291					1992年 10月26日	2014年 10月7日		1名	未払い	4,930,934
292			福岡	八幡	1987年 4月21日	2015年 2月16日	1名	未払い	5,153,797	
293			埼玉	大宮	2001年 10月7日	2015年 2月27日	1名	未払い	2,600,058	
294			山形	山形	1994年 7月頃	2015年 8月3日	1名	未払い	4,382,905	
295			静岡	島田	1998年 1月2日	2015年 9月11日	1名	未払い	3,544,206	
296			岡山	津山	1992年 5月10日	2015年 10月29日	1名	未払い	2,186,951	
297			神奈川	港北	1991年 8月19日	2015年 11月5日	1名	未払い	5,488,326	
298			東京	江戸川	1993年 8月20日	2016年 3月1日	1名	未払い	5,092,708	
299			愛知	刈谷	1991年 11月2日	2016年 3月2日	1名	未払い	5,531,368	
300			北海道	室蘭	1989年 4月3日	2016年 3月9日	1名	未払い	6,387,013	
301			新潟	長岡	1991年 7月1日	2016年 2月2日	○市町村から問合せがあり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,615,641
302			広島	広島東	2000年 5月19日	2015年 2月9日	○内部点検により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,570,702

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
303	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2001年 6月21日	2015年 5月11日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,542,815
304			神奈川	横浜西	1994年 5月6日	2015年 8月7日		1名	未払い	4,416,640
305			神奈川	小田原	1995年 1月4日	2015年 10月15日		1名	未払い	4,352,771
306			鳥取	倉吉	1994年 4月27日	2015年 11月11日		1名	未払い	4,629,886
307			神奈川	平塚	1995年 11月2日	2016年 1月5日		1名	未払い	2,699,099
308			山形	鶴岡	1989年 6月22日	2016年 3月4日		1名	未払い	5,092,146
309			徳島	徳島南	1996年 2月15日	2016年 4月18日		1名	未払い	4,242,964
310			山梨	竜王	1989年 4月10日	2016年 5月9日		1名	未払い	5,027,697
311			山形	山形	1994年 4月28日	2016年 4月28日		1名	未払い	4,132,871
312			再裁定の誤り	確認・決定誤り	北海道	釧路		1997年 4月頃	2015年 8月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。
313	愛媛	松山西			2000年 4月30日	2015年 7月13日	1名	未払い	21,388	
314	広島	呉			1984年 4月頃	2015年 2月17日	2名	未払い	257,466	
315	栃木	栃木			1985年 4月頃	2014年 3月25日	1名	未払い	91,484	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
316	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2007年 2月16日	2016年 3月25日	○内部点検により、誤った年金記録を統合処理していたため訂正処理を行ったものの、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	116,662
317			広島	広島西	2008年 6月13日	2014年 11月25日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の判明に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤って削除していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	115,316
318			宮城	仙台東	1976年 1月18日	2014年 6月12日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	41,240
319					1986年 3月20日	2014年 8月13日		1名	未払い	625,162
320			千葉	木更津	2007年 6月14日	2014年 6月23日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,309
321			愛知	大曾根	2005年 4月26日	2015年 3月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	291,039
322			東京	北	1997年 2月13日	2015年 3月25日		1名	未払い	2,166,477
323	年金選択の誤り		確認・決定誤り	京都	上京	2014年 10月6日	2015年 9月18日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会より委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	未払い
324		静岡		富士	2015年 4月21日	2015年 7月27日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される独自給付額の確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,599,168
325		鹿児島		事務センター	2015年 7月17日	2016年 6月10日	○年金事務所から連絡があり、年金選択時点以前に共済組合から支給されていた遺族共済年金の金額の確認不足により、お客様にとって不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択にかかる相談時において支給金額や添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	177,647

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
326	年金選択の誤り	確認・決定誤り	宮崎	高鍋	2002年 4月頃	2015年 10月6日	<p>○年金相談時に、65歳から老齢基礎年金と遺族厚生年金及び退職共済年金を選択により併せて受給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内を漏らしたことにより遺族厚生年金と退職共済年金が支給停止となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	18,878,493
327		説明誤り	神奈川	港北	2015年 12月7日	2016年 2月24日	<p>○お客様から問合せがあり、年金選択申出書の提出をいただき本部に進達したものの添付書類の不足のため返戻されたため、必要な書類の提出をいただき再進達したところ、当初説明していた時期に支払いができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、不備返戻があった際の支払予定時期の確認の徹底をするよう周知しました。</p>	1名	-	0
328			京都	事務センター	2015年 2月6日	2015年 12月28日	<p>○年金事務所から連絡があり、年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	4,879
329			本部	機構本部 (相談・サービス 推進部)	2014年 1月17日	2016年 2月8日	<p>○年金事務所から連絡があり、コールセンターにおいて年金相談時の受給要件の確認不足により、65歳までは老齢厚生年金のみを受給した方が有利であるが、65歳時点で選択替えを行い、遺族厚生年金と老齢厚生年金の組み合わせを選択したほうがお客様にとっては年金額が有利になることの説明をしていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	62,642
330		年金の振込金融機関・住所変更の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2015年 4月16日	2015年 6月16日	<p>○お客様から問合せがあり、年金請求書の審査時に口座番号の確認を誤り処理し、入力後の確認においても不十分であったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、審査の際に振込口座の確認、入力後のチェックの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い
331			兵庫	事務センター	2016年 1月22日	2016年 4月19日		1名	未払い	67,933
332			徳島	事務センター	2016年 1月21日	2016年 4月11日	<p>○機構本部から連絡があり、委託業者が住所・支払機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤り、入力後の確認においても不十分であったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。</p>	1名	未払い	120,982
333			滋賀	事務センター	2016年 6月7日	2016年 8月17日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者が住所・支払機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤り、入力後の確認においても不十分であったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。</p>	1名	未払い	19,502
334			東京	文京	2016年 1月6日	2016年 9月1日	<p>○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により誤った基礎年金番号で住所・受取機関変更届の処理を行ったため、お客様に必要な扶養親族等申告書が送付されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、住所変更届処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
335	年金の振込金融機関・住所変更の誤り	入力誤り	熊本	事務センター	2016年 2月25日	2016年 4月14日	○機構本部から連絡があり、委託業者が住所・支払機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	222,149
336						2016年 2月25日	2016年 5月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者が住所・支払機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い
337				大阪	大阪広域 事務センター	2016年 2月10日	2016年 4月18日	○お客様から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に請求者のフリガナの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い
338	標準報酬改定請求書の誤り	確認・決定誤り	広島	事務センター	2015年 11月9日	2016年 5月24日	○お客様から問合せがあり、記載内容の確認不足により標準報酬改定請求書の処理を行った際に、誤って必要の無い元配偶者の住所変更処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、請求書の記載内容の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
339	障害給付額改定請求書の誤り	説明誤り	北海道	旭川	2015年 11月19日	2016年 5月10日	○お客様から問合せがあり、お客様は2級の障害基礎年金受給者であるため、額改定請求書は受給権発生日から1年を経過した日に行うことができる方と説明すべきところ、障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める1年を待たずに額改定請求を行うことができる特定の事例に該当するものと誤って説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、額改定請求にかかる取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
340	寡婦年金の誤り	説明誤り	熊本	熊本東	2016年 6月8日	2016年 6月16日	○お客様から問合せがあり、社会保険労務士が年金相談時の遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、寡婦年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、寡婦年金の請求書の受付を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書を受け付けました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
341	死亡一時金の誤り	説明誤り	埼玉	川越	2016年 4月頃	2016年 5月12日	○事務センターから連絡があり、国民年金の納付済期間が36カ月未満であるため、死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内し受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書をお返ししました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件について周知徹底しました。	1名	-	0
342	障害給付支給停止事由消滅届出の誤り	確認・決定誤り	大阪	平野	2014年 6月9日	2015年 1月10日	○お客様から問合せがあり、障害給付支給停止事由消滅届に添付いただく診断書について、障害状態が変更となった日現在の症状を記載するよう説明すべきところ、誤って現在の症状を記載するよう説明したため正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。診断書の提出をいただき、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金相談時の受給要件及び必要書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,105,575

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
343	障害状態確認届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2010年 6月15日	2014年 4月15日	○障害状態確認届の審査時に、障害年金裁定時に本来、2つの疾病について併合して障害状態を認定すべきところ誤って1つの疾病のみで認定し年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。審査を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、併合する障害認定の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	738,188
344	脱退手当金の誤り	説明誤り	兵庫	事務センター	2016年 5月16日	2016年 5月31日	○機構本部から連絡があり、脱退手当金の支給記録の確認不足により、支給済みであるにもかかわらず脱退手当金の請求を案内し、受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返しました。 ●担当部署において、脱退手当金の支給記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
345	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	今里	2016年 5月12日	2016年 8月16日	○お客様から問合せがあり、社会保険労務士が年金記録の確認不足により誤った基礎年金番号の記載を案内し未支給年金請求書・死亡届を受付けしたため、お客様の年金の支払が停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	未払い	81,445
346	年金給付関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	本部	機構本部 (相談・サービス推進部)	2015年 11月9日	2015年 12月1日	○年金事務所から問合せがあり、過払いとなった返納金の残額のお知らせを作成した際に、残額の金額を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい残額を記載したお知らせを作成し送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	1名	-	0
347			東京	新宿	2016年 2月1日	2016年 2月2日	○内部点検により、年金証書の再交付の際、新法の年金証書の様式を使用すべきところ、誤って旧法の様式の年金証書で作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金証書を作成しお渡ししました。 ●担当部署において、年金証書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
348			東京	北	2016年 3月29日	2016年 4月21日	○お客様から問合せがあり、改定通知書の再交付の際、平成27年度用の改定通知書の再交付を行うべきところ、誤って平成26年度用の改定通知書の様式で作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい改定通知書を作成しお渡ししました。 ●担当部署において、通知書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	25名	-	0
349			広島	広島西	2016年 5月11日	2016年 5月26日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、第3号被保険者期間の時効消滅不整合期間に該当する期間がないにもかかわらず、特定期間・特例追納制度のご案内の文書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、被保険者記録にかかる文書等作成時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
350	年金見込額の誤り	説明誤り	静岡	掛川	2014年 7月4日	2014年 11月11日	○年金相談時の記録確認により、以前の年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額について説明し年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金見込額回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
351			宮城	仙台北	2015年 3月24日	2015年 8月27日	○年金相談時の記録確認により、年金相談時に試算条件を誤って年金見込額を算出し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金見込額回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、試算条件のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
352			愛知	昭和	2011年 10月17日	2015年 12月4日	○年金相談時の記録確認により、以前の年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額について説明し回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金見込額回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
353	年金見込額の誤り	誤送付・誤送信	茨城	土浦	2013年 8月30日	2015年 2月17日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、誤って配偶者の年金見込額回答票を併せて交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
354			愛知	豊川	2015年 12月11日	2016年 1月8日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を送付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	-	0
355	年金給付関係書類の誤交付	誤送付・誤送信	長野	松本	2016年 3月10日	2016年 3月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の年金記録の確認不足により、誤った年金証書を再交付し交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金証書を回収し、正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	-	0
356	法人文書開示請求書の処理遅延	未処理・処理遅延	滋賀	草津	2016年 2月19日	2016年 11月29日	○お客様から問合せがあり、お客様から申請のあった法人文書開示請求書について決定期限内に決定が行われず、適正な処理を行っていなかったことが判明しました。 ●年金事務所で受け付けた法人文書開示請求書は機構本部へ回送しますがこれを漏らしたことが原因です。 ●法人文書開示請求書の機構本部への回送を確実に行うとともに、不適正な処理に対するチェック機能を強化します。	1名	-	0
357	年金給付関係書類の管理誤り	受理後の書類管理誤り	岩手	事務センター	2016年 3月17日	2016年 4月14日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の進達に際し、必要な書類の写しを取らなかったため、提出済みの添付書類の提出動票を誤って行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求書進達時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
358			長野	松本	2014年 4月22日	2014年 6月12日	○内部点検により、提出された年金請求書が日計表と一緒に保管され、進達されないまま未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。進達を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	708
359	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	神奈川	小田原	2015年 9月28日	2016年 1月14日	○内部点検を行っていたところ、提出された診断書が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。診断書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
360			三重	事務センター	2016年 3月11日	2016年 3月11日	○内部点検を行っていたところ、提出された年金受給者受取機関変更届が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給者受取機関変更届を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
361	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	長野	松本	2016年 4月11日	2016年 4月14日	<p>○機構本部から連絡があり、提出された病歴・就労状況等申立書が所在不明となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。病歴・就労状況等申立書を再提出いただき処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
362			埼玉	川越	2014年 12月18日	2016年 4月20日	<p>○機構本部から連絡があり、提出された仮計算書が所在不明となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。仮計算書を再提出いただき処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	461,477